

令和 7 年度

香川県雇用対策協定に基づく事業計画

香 川 県 ・ 香川労働局

令和7年度

香川県雇用対策協定に基づく事業計画

目 次

1. 県内企業に対する人材確保の支援	1
2. リ・スキリング等の推進	3
3. 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等	5
4. 障害者の就労促進	7
5. 外国人材の確保等に向けた実態把握	9
6. 就職氷河期世代を含む中高年層、若年者・新規学卒者、非正規雇用労働者等の支援	11
7. 女性活躍推進に向けた取組促進等	15
8. 総合的なハラスメントの防止対策の推進	17
9. 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進	18
10. 賃金の引上げに向けた支援	21

前文

香川県知事と香川労働局長の間で締結した「香川県雇用対策協定」の第2条に基づき、令和7年度の事業計画を次のとおり定める。

【★】＝新規事業

1. 県内企業に対する人材確保の支援

(1) 職業紹介事業における求人充足サービスの充実

内容：ハローワーク及び香川県就職・移住支援センターにおいて、求職者のニーズを踏まえた求人を積極的に確保するとともに、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集をきめ細かく行うなどの求人充足に向けたサービスを実施し、求人者支援の充実を図る。

〔 目 標 〕

○求人の年間充足数について、14,297件を目指す。

香川労働局が実施する業務

- ハローワークにおいてオンラインを活用した求人受理を進めるとともに、求人事業所に対し求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援、積極的な事業所訪問により事業所情報の収集をきめ細かく行うなどの求人充足に向けたサービスを実施し、求人者支援の充実を図る。
- 「魅力ある職場」を創出し現在就業している従業員の職場定着等を高め、新たな人材の確保に資するよう事業主に対して人材確保等支援助成金や雇用管理改善のコンサルティングの周知を行う。

香川県が実施する業務

- 香川県就職・移住支援センターに人材採用コーディネーターを配置し、学生や求職者と県内企業とのきめ細かなマッチング支援を行う。
- 香川県就職・移住支援センターの開所日を拡充する。(平日に加えて第2・第4土曜日を開所する。)【★】
- 就職支援サイト「ワクサポかがわ」を活用し、学生や求職者、県内企業等の利便性向上を図る。

○県内企業を対象とした採用支援セミナーを開催するほか、オンラインでの就職相談会等を開催し、県内企業の情報や魅力を発信する。

(2) 人手不足分野における人材確保支援

内容：医療・介護・保育・建設・運輸・警備分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、地方公共団体や関係機関等と連携した人材確保支援（セミナー・説明会・面接会等）の取組の充実を図るとともに、重点的なマッチング支援を実施する。

[目 標]

○人手不足分野（医療、介護、保育、建設、警備、運輸等）への就職件数について、3,907件以上を目指す。

香川労働局が実施する業務

- ハローワーク高松に設置している「人材確保対策コーナー」を中心に潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等を行う。
- 「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」を対象とした「人材マッチングサポートコーナー」をハローワーク高松に設置し、当該3分野における充足支援を実施し、マッチングの強化を図る。【★】

香川県が実施する業務

- 学生及び正社員での就職を希望する者等を対象に、人手不足分野等の県内企業が合同で企業PR等を行う就職イベントを開催する。
- 就職支援サイト「ワクサポかがわ」を活用し、デジタル人材を求める企業と求職者との効果的なマッチング支援を行う。
- 香川県就職・移住支援センターにおいて、デジタル人材のマッチングイベントを開催する。
- 人手不足分野への再就職に必要な職業能力の開発を、労働局と引き続き連携し、公的職業訓練（ハロートレーニング）を実施する。

2. リ・スキリング等の推進

(1) 労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

内容：グローバル化の進展、DX・生成系 AI の普及など企業経営が複雑化するなか、職場における学び・学び直しの取組を広めていく。その際、企業向け及び個人向け支援策の両方の周知・活用を図る。

香川労働局が実施する業務

- 教育訓練給付制度の拡充について、様々な機会を捉えて積極的な周知を実施するとともに、理由を問わず電子申請を行うことができることについても引き続き周知を図る。
- 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すため、各ハローワークに「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援を行う。
- 求職者支援制度の活用促進と訓練受講者の就職率の向上を図り、雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職や転職を促進するため、労働局においては、研修・訓練施設見学会により職員の知識向上に努め、ハローワークでは本人の職業能力や求職条件等を踏まえた適切な訓練の受講勧奨を行うとともに、就職支援によるマッチング機能の向上に係る取組を積極的に推進する。

香川県が実施する業務

- 雇用する労働者がリ・スキリングに取り組みやすい環境整備に取り組むよう、経済団体を通じた企業への働きかけを行う。
- 高等技術学校において、企業や労働者が求める在職者向け職業訓練を引き続き低廉な受講料で実施し、労働者の自発的なリ・スキリングやそれに取り組む企業を支援する。

(2) 地域職業能力開発促進協議会の活用

内容：地域職業能力開発促進協議会を活用して、指定講座の拡大により訓練機会を確保する。

香川労働局が実施する業務

- 地域職業能力開発促進協議会を活用して、教育訓練給付制度にかかる地域の訓練ニーズを把握するとともに、指定講座の拡大により訓練機会を確保する。

香川県が実施する業務

- 地域職業能力開発促進協議会を活用して、公的職業訓練にかかる地域の人材ニーズや実施状況を踏まえた訓練コースを設定することにより訓練機会を確保する。

(3) 公共職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

内容：デジタル分野に係る公的職業訓練については、訓練コースの設定促進を図り、訓練実施機関によるコース説明会の開催により周知を図り、受講生へのきめ細かな個別・伴走型支援によりデジタル分野における再就職の実現を図る。

香川労働局が実施する業務

- デジタル分野の資格取得を目指すコースや、企業実習付きコースへの訓練委託費の上乗せ措置に加え、「DX 推進スキル標準」に対応したコースに対する委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定促進を図る。
- 労働局においては、新たなデジタル分野に係る公的職業訓練の実施に際し、訓練実施機関によるコース説明会の開催により周知を図り、ハローワークにおいては、デジタル分野に係る公的職業訓練への適切な受講勧奨により受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図る。

香川県が実施する業務

- 「DX 推進スキル標準」に対応した訓練コースまたはデジタル分野の資格取得率が一定割合以上の訓練コースへの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定促進を図る。
- デジタル分野以外の全ての公共職業訓練（委託訓練）において、訓練分野の特性を踏まえて、「DX リテラシー標準」に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、訓練の質的拡充を図る。

3. 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

(1) 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

内容：少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、働く意欲がある高年齢者が活躍できる社会を実現するため、高年齢者雇用に積極的に取り組む企業への支援や、65歳を超える高年齢求職者に対する再就職支援等を行う。

香川労働局が実施する業務

- 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、事業主と接触する機会を捉えて、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図る。
- 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針、高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針、高年齢者雇用安定法 Q&A の周知を図り、事業主がこれらを徹底し、労働条件が適切に設定されるよう啓発指導に取り組む。
- 高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高年齢労働者の労働災害防止対策等を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図る。

香川県が実施する業務

- 「香川県女性・高齢者等新規就業支援事業推進協議会」を主催し、職に就いていない女性・高齢者等の新規就業促進に係る関係機関との連携強化を図る。
- かがわ女性・高齢者等就職支援センターなどに就労相談のあった高年齢求職者について、ハローワークに設置されている「生涯現役支援窓口」等と連携し、再就職支援を行う。
- かがわ女性・高齢者等就職支援センターにおいて、中高年齢者の採用に積極的な企業による説明会を実施する。

(2) シルバー人材センター等の地域における多様な就業機会の確保

内容：高齢者の多様な就業ニーズに対応し軽易な就業等を希望する高齢者には、シルバー人材センターへの誘導を行う。

香川労働局が実施する業務

- 高齢者の多様な就業ニーズに対応するため、シルバー人材センターが提供可能な就業情報を定期的に把握し、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者には、シルバー人材センターへの誘導を行う。
- 早期に求人充足に至る可能性が低い求人を提出している事業主に対しては、シルバー人材センターで取り扱う仕事を説明し、シルバー人材センターの活用を相談・助言する。

香川県が実施する業務

- 高齢者の生活の充実や地域社会への貢献などを目的とするシルバー人材センター活動の推進を図るため、香川県シルバー人材センター連合会の運営を支援する。

4. 障害者の就労促進

(1) 障害者の雇い入れ等の支援

内容：令和6年4月から法定雇用率 2.7%に向けた段階的な引上げが開始され、令和7年4月から除外率の10ポイント引下げが実施されたところであり、改正障害者雇用促進法に基づく取組の円滑な実施とあわせて、障害者の雇い入れ支援等を行う。

香川労働局が実施する業務

- 雇用義務があるにも関わらず障害者を1人も雇用していない企業をはじめ、障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業等に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用から職場定着まで一貫したチーム支援等を実施する。
- 特定短時間労働者（週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者）につき、週20時間以上の雇用の実現を目指すことが望ましいことや、事業主には能力に応じて勤務時間を延長する努力義務があること等について周知を行う。
- 精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進する。
- 事業主に対して雇用率達成指導を行う際や障害者雇用の普及啓発を行う際には、障害者雇用に取り組む一つの選択肢としてテレワークを提案するほか、障害者をテレワークにより雇用したいと考えている事業所等に対しては、厚生労働省（以下「本省」という。）が委託して実施する企業向けのセミナー及び相談支援に誘導することを通じて、障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進を図る。
- 公務部門においても雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう、労働局及びハローワークから啓発・助言等を行う。また、雇用される障害者の雇用促進・定着支援を引き続き推進するため、労働局及びハローワークにおいて、障害に対する理解促進のための研修等を行う。

香川県が実施する業務

- 障害者の一般就労に係る県内企業と障害者双方の不安を解消するため、障害者短期職場実習を障害者就業・生活支援センター（県内4か所）に委託して実施する。

- 民間企業における障害者の雇用促進を図るため、企業の実態把握を行うとともに、企業の支援ニーズに対応した個別支援を行うほか、障害者の雇用及び定着に向けた研修会や企業間の交流会等を開催する。【★】
- 「障害者の雇用ガイド」等により企業の障害者雇用の状況、障害者雇用の進め方、各種支援等を広く事業所へ周知啓発を行うことにより、労働局及びハローワークによる雇用率達成指導への連携・協力に取り組む。
- 労働局との連携により、個々の障害特性を考慮した訓練委託先事業所を開拓し、訓練及び就労の促進を図る。
- 香川労働局等の関係機関と連携し、県内経済4団体に対して更なる障害者雇用の促進について要請を行う。

5. 外国人材の確保等に向けた実態把握

(1) 外国人材に対する就職支援

内容：外国人労働者が、安心して働き、その能力を十分に発揮する環境を確保するため、相談・支援体制を推進していく。

香川労働局が実施する業務

- しごとプラザ高松の留学生コーナーを中心に大学等のキャリアセンター等と緊密に連携しつつ、留学生の国内就職の促進のために、留学早期からの就職準備に向けた説明会・面接会やインターンシップ等での情報提供も含めた手厚い就職支援を行う。
- 定住外国人等が多く所在する地域を管轄するハローワーク高松（外国人雇用サービスコーナー）において、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人開拓等により、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を行う。

香川県が実施する業務

- 香川県就職・移住支援センターに専任のコーディネーターを配置し、高度外国人材等と県内企業とのマッチングを行う。
- ベトナムのハノイ工科大学と連携し、日本での就職を希望する学生を対象として、日本語教育及び県や県内企業の魅力発信等を行う講座を大学に開設する。
- 県内企業とハノイ工科大学の学生との現地でのジョブフェアを開催するとともに、県内企業における外国人材の採用に要する経費への支援を行うほか、新たな海外大学との覚書締結に向けた取組みを行う。【★】
- 海外の実業系大学などと連携し、日本での就職を希望する海外大学の学生を対象として、日本語教育及び県や県内企業の魅力発信等を行う講座を開設するとともに、現地の送り出し機関と県内の監理団体等の受入機関との連携支援を行う。【★】
- 外国人留学生等の県内就職をサポートするため、就職フェアを開催する。
- 県内の留学生受入教育機関が行う、外国人留学生の受入れ及び県内就職の促進に資する取組に対し、支援を行う。

(2) 外国人材の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

内容：外国人労働者数は年々増加しており、外国人労働者の増加が見込まれる。そうした中で、外国人労働者の雇用管理のための事業主への指導、相談支

援等を行う。

香川労働局が実施する業務

- 外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問及び労働局やハローワークにおける事業主向けの雇用管理セミナーの実施等を通じて、適正な雇用管理に関する助言・援助等を積極的に実施する。
- 外国人雇用状況届出については、外国人雇用関係業務はもとより、不法就労等対策にも活用されていることから、外国人雇用状況届出制度の適正な対応を行う。

香川県が実施する業務

- 「外国人労働人材関係相談窓口」を運営し、外国人材を受け入れる県内企業や外国人材から、雇用や就労に関する相談を総合的に受け付ける。
- 就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ）に外国人材担当コーディネーターを配置し、外国人材に関する求人・求職開拓を行う。
- 外国人材を雇用する中小企業等や監理団体等が行う、外国人材の日本語能力向上のための研修等に要する経費を支援する。
- 外国人材の受入れを検討・実施する企業や監理団体等を対象に、外国人材の適正な受入れに係る説明を行うとともに、外国人材の定着・活躍に係る事例紹介等を行うセミナー等を実施する。

6. 就職氷河期世代を含む中高年層、若年者・新規学卒者、非正規雇用労働者等の支援

(1) 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

内容：就職氷河期世代を含めた中高年層の抱える課題（希望する職業とのギャップ、実社会での経験不足等）や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援を行う。

香川労働局が実施する業務

- ハローワーク高松に就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者向けの専門窓口を設置して、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援など、就職から職場定着まで一貫した支援を、それぞれの専門担当者によるチーム制で計画的かつ総合的に行う。
- 官民協働で就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返すなど就職に支援が必要な中高年世代の安定した雇用の実現に取り組む「中高年世代活躍応援プロジェクトかがわ協議会」を通じ、関係機関と連携して、香川県内における支援プラン及びこれに基づく効果的な支援策のとりまとめや各種施策の進捗管理を統括する。
- 「中高年世代活躍応援プロジェクトかがわ協議会」を活用した支援において、民間委託による関係機関における支援策の周知広報のほか、中高年世代の就労や社会参加を促す取組を実施する。
- チーム支援の実施に当たっては、地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）等の支援機関と連携することとし、支援対象者のニーズ等を踏まえた求人開拓等を行う。
- 事業主に対して特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）やトライアル雇用助成金を助成することにより、就職氷河期世代を含む中高年層の正社員就職や安定した雇用の実現を支援する。

香川県が実施する業務

- サポステと連携し、就職氷河期世代を含む中高年層のうち支援を必要とする方に対し、職場見学やジョブトレーニング、臨床心理士や公認心理師による心理カウンセリングなどによる就労支援を行う。

- 県内2か所に設置している「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」において、現在職に就いていない女性や高齢者等に対し、就職相談やキャリアカウンセリング、個別セミナーの実施などにより、多様な就労ニーズに応じた新規就業を支援する。
- 就職氷河期世代を含む中高年層の活躍を促進するため、委託訓練で職場での対応力を高める実践的な訓練を実施する。

(2) 困難な課題を抱える新規学卒者等への支援

内容：新規学卒者や既卒者に対し、香川県と労働局が連携し、就職面接会等を開催するなど、若者に対する就労支援策を実施する。

香川労働局が実施する業務

- 就職活動に困難な課題を抱える新規学卒者等を重点的に支援することとし、学校と新卒応援ハローワーク等の情報共有により支援対象者の早期把握を図るとともに、専門家や関係機関とも連携した支援チームを設置し、心理的なサポートや就職後の職場定着も含めた総合的な支援を実施する。
- 就職を希望する高校生の就職支援として、地元企業への理解を深め、求人者とのマッチングを促進するための「高校生企業説明会」を拡充して実施する。【★】
- 香川県等関係機関と連携し、新規学卒者や既卒者を中心とした就職面接会等を開催し、新卒者等の応募機会拡大と県内中小企業とのマッチングを図る。
- 「若者雇用促進法」に基づくユースエール認定制度の更なる推進により、県内企業の魅力向上・雇用管理改善の機運醸成を図るとともに、若者への積極的な周知によるマッチング支援に取り組む。
- 香川県と連携して、県内経済4団体に対して、新規学卒者の採用に向けた取組や環境整備等について要請を行う。
- 香川県等関係機関を参集する「香川新卒者等人材確保推進本部」を開催し、新卒者等の就職促進・支援等について情報交換等を通じて対策を協議し、各支援機関の連携を図る。
- 「職業安定法」及び「若者雇用促進法」に基づき、職場情報の提供及び労働関係法令に違反する求人の不受理、労働条件の明示等についての周知・啓発により、香川県等関係機関と連携の上、若者の適職選択及び職業能力開発・向上に関する措置を総合的に講ずる。
- 香川県の就職と移住の一元的窓口である香川県就職・移住支援センターについて周知・広報を行うなど、大学進学時に県外へ流出した学生等UIJターン就職を促進するための香川県の取組に連携・協力を図り、県外学生等のUIJターン就職を支援する。

- 深刻な人手不足を背景に採用活動の早期化が年々進む中で、就職活動の動き出しが早い学生と遅い学生の二極化が顕著になっている実態を踏まえ、大学のニーズも踏まえつつ、学生生活のできる限り早期から、新卒応援ハローワーク等の支援内容の周知を図るとともに、就職活動に乗り遅れた学生や年度後半になっても内定を得ることができない学生に対しても、時期に応じたきめ細かな就職支援を実施する。
- 義務教育段階を含む在学中の早期の段階から、県内企業の情報発信及び自立的・計画的なキャリア形成を目的とした、職業意識形成支援事業（職業講話等）の実施を通じたキャリア形成支援を実施する。
- 地域の実情に応じた効果的な若年者雇用対策を推進するために、民間委託により設置している若年者就業支援センターを通じて、香川県、学校、県内企業等と幅広い連携・協力のもと、フリーター等を含む若年者の安定した雇用の実現を促進する。その中で、自己理解等の就職前準備が必要とみられる場合には、サポステへと誘導する。加えて、若年者の早期離職対策として職場定着支援に取り組む。

香川県が実施する業務

- 「かがわ若者自立支援ネットワーク連絡会議」で、関係機関との連携強化やネット等若者の雇用の促進に係る周知・啓発や意見交換を行う。
- 労働局、学校及びサポステ等と連携し、学校中退者等の支援を行う。
- 発見誘導コーディネーターを配置し、サポステに登録する必要がある対象者の掘り起しを行い、職場見学やジョブトレーニング、臨床心理士や公認心理師による心理カウンセリングなどによる就労支援を行う。
- 大学キャリアセンターと県内企業との連携・交流を促進する。
- 中四国の大学を訪問するなどして、県内の就職情報を提供するとともに、学内相談会やセミナー等を開催する。
- 学生等のUターン就職等を促進するため、中国地方において本県出身の大学生等を対象とした就職イベントを開催する。【★】
- 就職支援サイト「ワクサポかがわ」を活用し、保護者等を対象にした就職相談会等をオンラインにより開催する。
- 就職活動の早期化に対応するため、労働局等関係機関と連携し、主に卒業年次前の学生を対象に、県内企業が合同で企業PR等を行う就職イベントを開催する。
- 就職支援サイト「ワクサポかがわ」に、県内企業等を紹介する冊子の情報を掲載することなどを通じて、学生等に県内企業の魅力を発信する。
- 主に卒業年次前の学生を対象に、企業見学会を実施する。

- 民間の就活情報サイトに県内企業を紹介する記事や動画コンテンツ等を掲載し、県内企業の魅力等を発信する。【★】
- 関西圏において四国4県等が連携した企業説明会等を開催する。
- 県外大学等の学生が、県内での合同企業説明会やインターンシップ等に参加する際の交通費を助成する。(一人当たりの補助回数を3回に拡充【★】)
- 高校生が、働き方の基礎知識や地元就職の利点、県内企業の魅力を学べるよう、外部講師による出前授業を行う。
- 若手社員の職場定着を図るため、若手社員や上司・先輩社員、経営者・人事担当者等を対象とした階層別セミナーを開催する。

7. 女性活躍推進に向けた取組促進等

(1) 民間企業における女性活躍推進のための支援

内容：民間企業男女の賃金の差異の情報公表を契機として女性活躍推進の取組促進をより一層進める。

香川労働局が実施する業務

- 男女差が性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等について確認し、男女雇用機会均等法の確実な履行確保を図る。
- 常時雇用する労働者数 301 人以上の事業主に義務付けられている男女の賃金の差異に係る情報公表等について、女性の活躍推進企業データベースの利用を促すとともに、報告徴収等の実施により、着実に女性活躍推進法の履行確保を図る。
- 常時雇用する労働者数 101 人以上の事業主に義務付けられている行動計画の策定及び届出があった事業主に対し、えるぼし認定について取得を促し、認定企業を増やす。さらに、えるぼし認定を取得した事業主に対し、香川県初のプラチナえるぼし認定を目指すよう働きかけを行う。
- 男女雇用機会均等法及び妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の周知を行い、事業主が母性健康管理の措置を図ることができるよう指導を行う。

香川県が実施する業務

- 「第2次かがわ働く女性活躍推進計画」に基づく各種施策を実施するとともに、労働局の協力のもと、「かがわ働く女性応援会議」を開催する。
- 「かがわ女性キラサポ宣言」を行い、男女共に安心していきいきと働き続けることができる環境づくりに取り組み、成果が認められる事業所を表彰し、その取組を広く周知する。
- 女性が働きやすい職場づくりを支援するため、職場における女性のキャリア形成支援を行うメンターを育成するための研修を実施する。

(2) 子育て中の女性に対する就職支援の実施

内容：子育て中の女性等を対象とし、求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施し、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保を図る。

香川労働局が実施する業務

- 子育て中の女性等を対象としたハローワークの専門窓口（マザーズコーナー）において、一人ひとりの求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携して、潜在的求職者に対するアウトリーチ型支援を強化する。

香川県が実施する業務

- 香川県就職・移住支援センターにおいて、子育てを応援する企業等からの女性向け求人の開拓や、相談対応などを行う人材採用コーディネーターを配置し、女性求職者と県内企業との正規雇用に向けたマッチング支援強化を図る。
- 「香川県女性・高齢者等新規就業支援事業推進協議会」を主催し、職についていない女性・高齢者等の新規就業促進に係る関係機関との連携強化を図る。
- 県内2か所に設置している「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」において、現在職に就いていない女性や高齢者等を掘り起こし、就職相談やキャリアカウンセリング、短期の職場実習などにより、多様な就労ニーズに応じた新規就業を支援する。
- 働きたい女性に対する出張相談会を開催する。
- 乳幼児等を子育て中の女性等が高等技術学校の施設内訓練を受講しやすい環境を整備するため、民間の託児施設を活用した託児サービスを付加する。
- 委託訓練に託児サービス付きのコースを設置し、職業能力開発の機会を提供する。
- 出産・子育て等によりキャリアが中断した女性の就職を支援するため、即戦力として求められるパソコン操作等に関する短期の研修を実施する。

8. 総合的なハラスメントの防止対策の推進

(1) カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進

内容：カスタマーハラスメントや就職活動中の学生等に対するハラスメントが社会的関心を集めている状況にあり、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の履行確保等に向け取り組む。

香川労働局が実施する業務

- カスタマーハラスメント対策を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用して、企業の取組を促す。
- 就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底やウェブサイト「あかるい職場応援団」の企業向け研修動画及び各種ツールの活用促進を図り企業の取組を促す。
- 学生等に対しては、相談先等を記載したリーフレット（チラシ）を活用し、学生等が一人で悩むことがないよう支援しつつ、学生からの相談等により事案を把握した場合は、事業主に対して適切な対応を求める。

香川県が実施する業務

- カスタマーハラスメントの周知や労働者のハラスメントによる被害防止のため、新たにポスター及びチラシを作成し、広く配布する。

9. 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

(1) 仕事と育児・介護の両立支援

内容：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）の履行確保等により、仕事と育児・介護の両立支援の取組を促進する。

香川労働局が実施する業務

- 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の義務付けや、男性の育児休業等取得状況の公表義務の対象を300人超の事業主に拡大すること等を内容とする育児・介護休業法の改正について、労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組み、施行後は着実な履行確保を図る
- 「産後パパ育休」、「パパ・ママ育休プラス」、「育児目的休暇」等の男性の育児に資する制度や3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者が希望に応じて柔軟な働き方を実現できるようにするための措置等について、あらゆる機会を捉えて周知を行い、制度の活用につなげる。
- 介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等を内容とする育児・介護休業法の改正について労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組み、施行後は着実な履行確保を図る。
- 次世代法について、有効期限を10年延長した上で、同法に基づく一般事業主行動計画策定・変更時に、育児休業等の取得状況及び労働時間の状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付けること等を内容とする改正について労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組み、着実な履行確保を図る。
- 不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の取得を支援するため、認定を希望する事業主に対しては、本省が実施する不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備推進事業の「両立支援担当者等向け研修会」の活用を勧奨する。

香川県が実施する業務

- 男性の育児休業等取得を促進するため、男性の育児休業取得に課題を抱えている県内企業に対し、個別支援を実施するとともに、企業間のネットワークづくりを進める。

- 男性の育児休業等の取得促進や、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む中小企業等に対し、取組経費の一部を助成する。
- 「かがわ女性キラサポ宣言」を行い、男女共に安心していきいきと働き続けることができる環境づくりに取り組み、成果が認められる事業所を表彰し、その取組を広く周知する。

(2) 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

内容：多様な正社員（短時間正社員、勤務地限定正社員、職務限定正社員）制度、テレワーク、勤務間インターバル制度、選択的週休3日制など、柔軟な働き方が進むよう各種施策を講じるとともに、働き方・休み方改革の推進や年次有給休暇の取得促進等を行う必要がある。

香川労働局が実施する業務

- 各事業所に対し、短時間正社員をはじめとする多様な正社員制度について、事例の提供等による更なる周知を行う。
- 育児・介護休業法の改正により、令和7年4月から、3歳未満の子の養育のための短時間勤務制度の代替措置にテレワークが追加されるとともに、育児・介護のためのテレワークの導入が努力義務化されたところであることも踏まえ、適正な労務管理の下で安心して働くことができるテレワークの導入・定着促進を図る。
- 勤務間インターバル制度の導入促進に当たっては、企業等に対し、導入の効果や導入フローを分かりやすく説明するため、働き方・休み方改善ポータルサイトに掲載されている動画や導入マニュアルを活用し、事例に即した説明を行うなど、丁寧な対応を行う。
- 年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、計画的付与制度及び時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、例年10月に実施している「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季（夏期、年末年始、ゴールデンウィーク）に集中的な広報を行う。また、選択的週休3日制度については、事例の提供等による更なる周知等を行う。
- 「香川働き方改革推進会議」は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）に基づく協議会及び地方版政労使会議として、中小企業・小規模事業者における働き方改革、賃金引上げに向けた環境整備及び地域における若者や非正規雇用労働者等の労働環境等の改善に向けて、地域の政労使の代表者や地方公共団体の協力を得て、適切な時期に開催し、構成員が講ずる支援策の紹介等を行うなど、機運の醸成に努める。

香川県が実施する業務

- 県内企業等における働き方改革を支援するため、働き方改革推進アドバイザーを派遣し、かがわ働き方改革推進宣言等の各種制度や、柔軟で多様な働き方の重要性等について説明し理解促進に努めるとともに、誰もが働きやすい職場づくりを支援する。
- かがわ働き方改革推進宣言を行い、優れた成果が認められる事業所を表彰し、その取組を広く周知する。
- 短時間正社員の新たな雇用や、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む中小企業等に対し、取組経費の一部を助成する。【★】

10. 賃金の引上げに向けた支援

(1) 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

内容：生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細かな支援など、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組む。

香川労働局が実施する業務

- 最低賃金引上げとあわせた取組として、令和7年度においては生産性向上（設備・人への投資等）や正規雇用と非正規雇用の間の公正な待遇の確保、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージについて周知を行う。
- 「香川働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口における、生産性向上等に取り組む事業者等に対する支援と連携するほか、日本政策金融公庫による働き方改革推進支援資金についてもあわせて活用するよう、引き続き周知を図る。
- 中小企業庁との連携を強化し、生産性向上等に取り組む中小企業等に対し、よろず支援拠点や生産性向上のための補助金の紹介をする。

香川県が実施する業務

- 労働局と連携し、制度の周知や啓発を行う。
- 最低賃金の改定について、ホームページや広報紙に広報記事を掲載する等により積極的な周知活動に取り組む。